

(案)

契約書

豊中市上下水道局（以下「発注者」という。）は、〇〇〇〇株式会社（以下「受注者」という。）と、上下水道局関係施設で使用する電力の調達（低圧）について、下記条項により契約を締結する。

記

（契約の目的）

第1条 受注者は、仕様書及びこの契約の条項に基づき上下水道局関係施設で使用する電気を供給し、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は次のとおりとする。

従量電灯A

項目	単価	備考
最低料金（1施設あたり）	円/施設/月	最初の15kWhまで
電力量料金	第1段階	15kWh超120kWhまで
	第2段階	120kWh超300kWhまで
	第3段階	300kWh超

従量電灯B

項目	単価	備考
基本料金	円/kVA/月	
電力量料金	第1段階	120kWhまで
	第2段階	120kWh超300kWhまで
	第3段階	300kWh超

低圧電力

項目	単価	備考
基本料金	円/kW/月	
電力量料金	夏季	7月～9月
	その他季	夏季期間以外の月

定額電灯

項目	単価	備考
定額料金	円/月	

- 2 消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、算出した額とし、前項の契約金額に加算する。（但し、消費税及び地方消費税を加算した額は

小数点第3位を切り捨てた額とする。)

3 受注者の発電費用等の変動により契約金額を改定する必要が生じたときは、発注者と受注者双方による協議の上、契約金額を改定することができる。

(需要所及び期間)

第3条 受注者が電気を供給する場所及び期間は、次のとおりとする。

供給場所

「別紙1 施設調達一覧表」のとおり

供給期間

令和8年（2026年）4月検針日から令和9年（2027年）4月検針日前日まで

(契約保証金)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、入札金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(1) 契約保証金に代わる担保となる発注者が確実と認める有価証券の提供。

(2) この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払いを保証する発注者が確実と認める金融機関の保証。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除することができる。

(1) この契約による債務の不履行により生じる損害金をてん補する履行保証保険契約の締結。

(2) 豊中市上下水道局会計規程第47条の規定に該当すると発注者が認めたとき。

3 前項第1号の場合においては、受注者は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

4 第1項の規定により契約保証金を納付した場合、当該契約保証金は受注者がこの契約に基づく義務を第3条に定める期間において履行した時に返還する。

5 契約保証金には利子を付さない。

契約保証金	
-------	--

(権利義務譲渡の禁止)

第5条 受注者は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を発注者の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

(使用電力量の増減)

第6条 発注者の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り又は下回ることがある。

(電気の安定供給)

第7条 受注者は、発注者に対し、電気の安定供給に努めること。また、電力供給側の事故や災害により、別表1調達施設一覧表記載の電力供給が停止した場合には業務に支障が生じることがないよう、予備の発電設備又は他の小売電気事業者からの電力を確保すること。

(使用電力量の計量)

第8条 受注者は、発注者が使用する電力を供給したときは、計量器に記録された値により計量した使用電力量（前回の計量から当回の計量までの使用電力量をいう。）を発注者に通知しなければならない。

2 電気料金の算定は、前項の使用電力量により行うものとする。

(電気料金の計算)

第9条 毎月の電気料金の計算方法は次のとおりとし、請求金額については、小数点第一位から切り捨ての額とする。電気料金は施設毎に計算し、端数処理するものとする。また、各料金は消費税及び地方消費税額を含むものとする。ただし、低圧電力において電気をまったく使用しない月の基本料金は0.5を乗じた金額とする。

(1) 従量電灯A

最低料金+電力量料金（第1段階）+電力量料金（第2段階）+電力量料金（第3段階）

(2) 従量電灯B

基本料金+電力量料金（第1段階）+電力量料金（第2段階）+電力量料金（第3段階）

(3) 低圧電力

基本料金+電力量料金

(4) 定額電灯

定額料金

2 前項の各料金の算定は次のとおりとする。

(1) 従量電灯A

最低料金=最初の15kWhまでの料金

電力量料金=電力量料金単価×使用電力量+燃料費調整額

(2) 従量電灯B

基本料金=契約容量×基本料金単価

電力量料金=電力量料金単価×使用電力量+燃料費調整額

(3) 低圧電力

基本料金=契約電力×基本料金単価+力率割引もしくは割増

電力量料金=電力量料金単価×使用電力量+燃料費調整額

(4) 定額電灯

定額料金

3 力率については、受注者が定める約款によるものとする。

(電気料金の支払等)

第10条 受注者は、第8条の規定による計量を行った後、次の各号に掲げる金額の合計金額を電気料金として、使用電力量を計量した翌月に、発注者に対し、受注者からの適法な請求書により請求するものとする。

なお、使用電力量に小数点以下の端数があるときは、小数点第1位で四捨五入するものとし、計算の結果、電気料金に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 第9条に定める電力料金

(2) 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく賦課金（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

2 発注者は、前項に規定する請求書を受理したときは、その日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内までに受注者に電気料金を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第11条 発注者は、前条の約定期間に内に電気料金を受注者に支払わない場合は、約定期間満了日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、供給約款に定める延滞利息の割合により計算して得た額の遅延利息を受注者に支払うものとする。ただし、約定期間に内に支払わないことが、天変地変等発注者の責めに帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に参入しないものとする。

(事情変更)

第12条 発注者及び受注者は、本契約締結後、経済情勢の変動、天変地変、法令の制定又は改廃その

他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、発注者と受注者双方による協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、発注者と受注者双方による協議の上、書面により定めるものとする。

(発注者の任意解除権)

第13条 発注者は、契約期間が満了するまでの間は、次条又は第14条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(発注者の解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間内を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほかこの契約に違反したとき。

2 発注者は次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条の規定に違反して、本契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (2) 受注者の債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者がその債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することが出来ない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に本契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (8) この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
- (9) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
- (10) 発注者が行う業務の検査に際し受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。
- (11) 第17条の規定によらないで、受注者からこの契約の解除の申し入れがあったとき。
- (12) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にあってはその者を、受注者が法人である場合にあってはその法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）又は経営に実質的に参加している者が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。
 - ウ 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
 - エ 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- 才 下請契約、資材・原材料の購入契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が有資格者であるかどうかにかかわらず、その相手方がアからエのいずれかに該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。
- 3 次に掲げる場合には、発注者は、第1項の催告をすることなく、直ちに契約の一部を解除することができる。
- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (談合等不正行為による解除)
- 第14条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- (2) 独占禁止法第7条第1項若しくは第2項（同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
- (3) 独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同条第10項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。
- (発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第15条 前2条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、これらの規定による契約の解除をすることができない。
- (解除に伴う措置)
- 第16条 発注者は、契約が解除された場合においては、第8条に規定している使用電力量を受理した部分については、受注者は、その代金を請求することができる。
- 2 前項の代金の支払に関しては、第10条第2項の規定を準用するものとする。
- (受注者の解除権)
- 第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 発注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の履行が不可能となったとき。
- (2) 天災その他自己の責めに帰することができない理由により、この契約の履行が不可能又は著しく困難となったとき。
- 2 前項第1号に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前項の規定による契約の解除をすることができない。
- (発注者の損害賠償請求等)
- 第18条 発注者は、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、違約金として、入札金額の100分の5に相当する額を発注者の指定する日までに支払わなければならない。
- (1) 第14条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の債務について履行不能となった場合
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第 1 項又は第 2 項の場合において、第 4 条第 1 項の規定により、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 5 第 2 項の規定による違約金の支払いは、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。
- 6 第 1 項、第 2 項（第 3 項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）に定める場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、これらの規定は適用しない。
- 7 受注者は、この契約により、発注者に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を発注者の指定する期限内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ債務額に対して、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算して得た額を遅滞料として併せて発注者に納付しなければならない。

（賠償額の予定等）

第 18 条の 2 受注者は、この契約に関し、第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当するときは、賠償金として入札金額の 100 分の 20 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならぬ。

- (1) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同条第 10 項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (3) 第 14 条の 2 第 4 号に規定する刑が確定したとき。
- (4) 第 14 条の 2 第 5 号に該当したとき。

3 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、これらの規定による賠償額を超える場合にあっては、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求）

第 19 条 発注者は、第 13 条の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償金の額は、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

2 前項の規定は、第 17 条第 1 項第 1 号に該当し、同項の規定によりこの契約が解除された場合について準用する。

（管轄裁判所）

第 20 条 この契約について訴訟等の生じたときは、発注者の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（暴力団等排除措置要綱の遵守）

第 21 条 受注者は、豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日実施）に基づく発注者の注意、指導等に従わなければならない。

（業務妨害又は不当要求に対する措置）

第 22 条 受注者は、契約の履行に当たって、「豊中市発注契約に係る不当介入対応要領（平成 24 年 2 月 1 日制定）の定めるところにより、暴力団等から不当若しくは違法な要求又は契約の適切な履行を妨げる行為を受けた場合は、断固としてこれを拒否すると

とともに、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

(契約に定めのない事項)

第23条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、発注者及び受注者で協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、発注者及び受注者両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年(年)月 日

発注者 大阪府豊中市北桜塚4丁目11番18号
豊中市上下水道局
豊中市上下水道事業管理者 吉田久芳

受注者